

「週休2日取得モデル工事（現場閉所型）」（令和7年4月試行）実施要領

【農業土木工事・林業土木工事】

令和7年4月1日

1 目的

建設産業における就業者の処遇改善、休日の確保等、働き方改革を推進し、担い手の確保及び育成を図るため、農業土木工事及び林業土木工事における「週休2日取得モデル工事（現場閉所型）」について、必要な事項を定め試行する。

2 対象工事

原則、公告又は指名通知を行う農業土木工事及び林業土木工事を対象とし、令和7年4月1日以降の案件から適用する。

ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

①緊急性を要する場合等、週休2日の確保が妥当でないと判断される工事

②現場施工期間が休工日を含めて7日間未満の工事

3 週休2日取得モデル工事（現場閉所型）の内容

対象工事の現場作業を実施する期間において、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場や現場事務所を閉所し、その閉所した日数の割合が4週8休以上にあたる割合で確保された工事

(1) 対象期間

工事着手日から現場完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間と夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(2) 4週8休以上

対象期間内における現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の週休2日の水準に達する状態をいう。

※ 地元調整などやむを得ず同一週内において週2日の現場閉所が確保できない場合でも振替休日により確保するものとする。

4 実施方法

発注者は、週休2日取得モデル工事（現場閉所型）として発注する場合は、『「週休2日取得モデル工事（現場閉所型）」（令和7年4月試行）特記仕様書【農業土木工事・林業土木工事】』（以下、「特記仕様書」という。）を添付して発注するものとする。

ただし、特記仕様書の添付がない場合でも受注者が工事着手前に取り組む旨を申出て、協議により発注者が週休2日の確保が可能と判断できれば実施することができる。

5 実施手順

(1) 設計書作成時

①当初設計時において補正対象経費（注1）に補正係数を乗じて積算する。

②設計書に特記仕様書を添付する。

(2) 受注者決定後

- ①受注者は、施工条件を踏まえて実施に向けた課題の有無を確認し、課題がある場合には打合せ簿により協議、検討し解決を図るものとする。
- ②受注者は、施工計画書の提出時に、週休2日の現場閉所が可能であることが確認できる別紙「週休2日取得モデル工事（現場閉所型）の工程表<計画>」を監督員へ提出する。

(3) 施工中

- ①受注者は、「週休2日取得モデル工事（現場閉所型）」である旨（任意様式）を工事看板等で施工現場に掲示する。
- ②発注者は、必要に応じ休日の取得状況及び工程の進捗状況について確認する。

(4) 現場完了以降

- ①受注者は、作業日報・出勤簿等により、別紙「週休2日取得モデル工事（現場閉所型）の工程表<実績>」を作成し、現場完了日後、速やかに発注者へ提出する。
- ②発注者は、現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の週休2日の水準に達しているか達成状況を確認し、「佐渡市工事成績評価実施要綱（平成24年3月15日訓令第3号）」に基づき取組を評価する。（下記図参照）

なお、現場閉所が4週8休相当未満だった場合は、補正を解除して減額変更する。

「週休2日取得モデル工事（現場閉所型）」として発注せず、受注者の希望により実施し、達成した場合は、補正係数に基づき増額変更する。



<注1>

農業土木における施設機械工事の取扱い

1 週休2日対象期間

現場作業のみを対象とする。(工場製作のみの期間は含めない。)

2 補正適用の範囲

	補正対象	補正対象外
施設機械設 備工事	据付工事原価に係る費用(据付間接費は除く。) ○直接工事費の労務費及び機械経費(賃料) ○間接工事費(共通仮設費、現場管理費)	○直接製作費の労務費及び機械経費(賃料) ○間接製作費 ○間接工事費(据付間接費) ○設計技術費
鋼橋制作 架設工事	架設工事原価に係る費用 ○直接工事費の労務費及び機械経費(賃料) ○間接工事費(共通仮設費、現場管理費)	○直接製作費の労務費及び機械経費(賃料) ○間接製作費
電気通信設 備工事	据付工事原価に係る費用(機器間接費は除く。) ○直接工事費の労務費及び機械経費(賃料) ○間接工事費(共通仮設費、現場管理費)	○間接工事費(機器間接費)

6 その他

- ①補正対象、補正係数に関しては「【土木・農業・林業共通】補正係数一覧表」を参照すること。
- ②費用計上に係る計算仕様に関しては「週休2日補正に係る各費目の端数処理【農業土木・林業土木】」を参照すること。